

●香川県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年7月29日から同年8月19日まで一般の縦欄に供する。

平成28年7月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 栗井観音寺線（240号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市栗井町字出晴426 番1地先から	前	7.1~8.3	412	交通安全施設整備事業による歩道設置
観音寺市栗井町字出晴471 番2地先まで	後	11.3~23.3	412	